
地域づくりの方向に係る現状と課題⑥

6 一人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち

- 地域特性を踏まえた都市全体の魅力を高めるまちづくりをすすめ、池袋副都心の都市機能を充実・更新し、人にやさしい快適な環境を将来世代に引き継ぎます。
- 安全・安心を確保したライフスタイル、環境を大切にしたい住まいづくりを実現します。
- 歩行者、自転車、自動車とみどりなどが調和した体系的な道路網を形成します。
- まちの基盤や地域の防災力を向上させ、安全・安心のまちづくりをすすめます。
- 安全・安心な都市の実現に向け、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりをすすめます。

- (1) 魅力あるまちづくりの推進
- (2) 魅力ある都心居住の場づくり
- (3) 交通体系の整備
- (4) 災害に強いまちづくりの推進
- (5) 安全・安心の確保

6-1 魅力あるまちづくりの推進

【政策の概要】

各種の都市計画制度を活用しながら、区民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩で个性的な機能を持ったまちをつくります。

そのため、それぞれの地域において、地域特性に応じたまちづくりをすすめます。地域の歴史性に配慮し、地域の特性を踏まえたまちづくりをすすめていきます。地域の生活拠点として機能している駅の周辺は、地域の特性を生かした育成・整備をすすめます。また、池袋副都心においては、積極的に都市機能を充実し、都市全体の魅力と活力を高めます。

区民、事業者等の参加と協働のもとに、愛着と誇りを感じられる街並みの形成を進め、地球温暖化とユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい快適な環境を将来の世代に引き継いでいきます。

【施策の体系】

- ① 秩序ある市街地更新
- ② 個性ある快適なまちづくり
- ③ 池袋副都心の再生【重点施策】
- ④ 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり
- ⑤ 活力ある地域拠点の整備

【分野別計画】

都市計画マスタープラン、池袋副都心整備ガイドプラン

現庁舎周辺まちづくりビジョン

【政策の進捗状況】

現状・成果 ・課題	2013年の民間調査によれば、住みたい街ランキングで池袋が3位に浮上するなど、新庁舎をはじめとした副都心や生活の拠点となる駅周辺では、快適性や魅力の向上による整備が進み、一定の評価を受けている。しかしながら、成果指標の進捗状況や平成25年度に実施した区民意識調査の結果でもみられるように、地域の特性にあわせたまちづくりについては成果があがっておらず、満足度も低い状況である。今後も、区民との協働のもと、地域の特性を生かした愛着と誇りを感じられるまちづくりが必要である。 また、新庁舎整備は平成27年5月7日の開設に向け、工事及び移転準備が順調に進んでいる。現庁舎地の活用については募集要項を公表し、事業者公募を開始している。
環境変化 (政策に影響を与えたもの、今後影響を与えるもの)	造幣局東京支局のさいたま市への移転(2016年度) 副都心線が東急東横線と相互乗入開始(2013年3月) 環状5の1号線の開通 新庁舎移転

今後の方向性	<p>これまで以上に、地域の防災性を高め、それぞれの地域の歴史性に配慮し、地域の特性を踏まえたまちづくりを進める。今後は、国家戦略特区の指定、都市再生緊急整備地域の指定等まちづくりに関する規制の緩和が見込まれる中、世界標準の都市空間を整備していく必要がある。また、池袋副都心では、連鎖的な民間事業の誘発や企業誘致により、商業・業務・文化・交流等の既存の機能に加え、新たな魅力・機能の集積を図り、国際競争力のある国際拠点形成する。</p> <p>新庁舎は平成27年2月竣工、3月に引き渡しを受け、内装工事、移転作業の後、5月7日に開庁を予定。現庁舎地は26年度中に優先候補者を選定し、27年度に定期借地契約を予定。</p>
---------------	--

【成果指標】

1	地区計画決定面積(単位:ha)
	都市計画決定された地区計画の面積 *地区計画とは、地域の実情を踏まえ建物の高さや用途などのルールを定め、その地域にふさわしいまちづくりを進める都市計画法上の手法。

現状値	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
114	287	0	0	0	5.6	2.0%
21年度末						

2	まちづくり推進活動団体への支援実績(単位:団体)
	豊島区街づくり推進条例に基づき、まちづくりに関する勉強会や計画づくり等の自主的な活動を行っている団体への支援実績。

現状値	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
3	18	0	0	0	0	0.0%
21年度末						

3	池袋への来街者数(池袋駅一日乗降者数)(単位:万人)
	池袋駅(JR、西武鉄道、東武鉄道、東京メトロ(丸の内線・有楽町線・副都心線))の一日あたりの乗降者人員(各社ホームページより)。

現状値	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
254	255	251	250	254	259	101.6%
21年度末						

6-2 魅力ある都心居住の場づくり

【政策の概要】

人と環境にやさしい都心居住の実現を目指して、地域特性を踏まえた住まいづくりやライフスタイル、環境を大切にしたい住まいづくり、安全・安心の確保に加え、良好な住宅ストックの形成に努めるとともに、市民の発意によるまちづくり活動を支援し、身近な住環境の整備をすすめます。

【施策の体系】

- ① 安心な住まいづくり【重点施策】
- ② 良質な住宅ストックの形成

【分野別計画】

住宅マスタープラン

【政策の進捗状況】

現状・成果 ・課題	<p>平成24年度に、豊島区居住支援協議会を設立するとともに、豊島区マンション管理推進条例を制定した。また平成25年度には、豊島区住宅マスタープランを改定（後期5年）するとともに、豊島区建物等の適正な維持管理を推進する条例を制定した。</p> <p>今後は、住宅確保要配慮者への支援、子育て世帯の定住化促進、空き家・空き室の利活用などの課題解決に取り組んでいく。</p>
環境変化 (政策に影響を与えたもの、今後影響を与えるもの)	空き家、高経年マンションの増加
今後の方向性	<p>空き家と入居希望者のミスマッチを解消するため、民間やNPOと連携し、新しい住まい方である「シェア住宅」や「カスタマイズ賃貸住宅」などの普及に向け、既存ストックを活用した「リノベーションまちづくり」を推進し、多様な暮らし方やライフスタイルを支援する。</p> <p>また、子育て世帯の区内定住化を促進するため、現行の家賃助成制度の見直しを図るとともに、高齢者が安心して住める「ケア付き住まい」の建設を誘導するため、事業者に各種補助制度を広く周知し供給促進を図る。</p> <p>なお、分譲マンションに対しては、管理課題に応じた支援策を実施すると共に、管理組合が機能していないマンションへの支援策を行い、管理活性化を図る。</p>

【成果指標】

1		最低居住水準未達の世帯の割合(単位:%)				
1		健康で文化的な住生活に必要な不可欠な水準として、住宅建設五箇年計画に定める最低の居住水準。5年に1度実施される「住宅・土地統計調査」(総務省)による。平成18年9月に、住宅建設五箇年計画に代わり、住生活基本計画(全国計画)が策定され、従前の「最低居住水準」から「最低居住面積水準」に変更されたため、指標基準を変更した。従前の「最低居住水準」では1人世帯で18㎡(中高齢単身世帯では25㎡)、2人世帯で29㎡、3人世帯で39㎡であったが、「最低居住面積水準」では1人世帯で25㎡、2人世帯で30㎡、3人世帯で40㎡に変更された。なお、豊島区住宅マスタープランでは、最低居住面積水準未達の世帯を平成30年に解消(5%程度)すると記載。				

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
持家5.0 借家36.1 21年度末	↓ (解消に努める)	-	-	-	-	-

2		住宅ストックバランスの割合(単位:%)				
2		区内の全住宅における住戸面積30㎡未満と50㎡以上の割合。30㎡未満の割合を抑制し、50㎡以上の割合を高めていく。				

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
30㎡未満 35.3 50㎡以上 37.2 15年度末	30㎡未満 30.0 50㎡以上 50.0	-	-	-	-	-

3		住宅のバリアフリー化(単位:%)				
3		バリアフリー化率とは、住宅・土地統計調査における「高齢者等のための設備」のある住宅の、全住宅ストックに対する割合。なお、豊島区住宅マスタープランでは、住宅のバリアフリー化率を平成30年に50%に設定。				

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				
		22年度	23年度	24年度	25年度	達成率 (対目標)
41.6 20年度末	45	-	-	-	-	-

6-3 交通体系の整備

【政策の概要】

歩行者、自転車、自動車とみどりなどが調和した道路空間となるよう整備し、体系的な道路網を形成します。

また、既存の道路空間を有効に活用するため、道路空間を自動車から自転車やバス等の公共交通機関へ再配分するなど、地域の区民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立を目指します。

【施策の体系】

- ① 道路・橋梁の整備と維持保全
- ② 自転車・自動車対策の推進【重点施策】
- ③ 公共交通の整備

【分野別計画】

自転車等の利用と駐輪に関する総合計画

【政策の進捗状況】

<p>現状・成果 ・課題</p>	<p>都市計画道路については、整備率はやや遅れ気味であるが着手率は9割を超えており順調に整備が進んでいる。また、区道については、定期的な舗装・維持修繕を行っており、24年度、25年度と道路管理瑕疵による事故はない。さらに、橋梁については、平成24年3月に策定した長寿命化修繕計画をもとに、点検整備が進められている。</p> <p>豊島区における放置自転車問題は年々改善する兆しにある。毎年実施されている駅前放置自転車実態調査によると、平成11年には池袋駅が4,582台で全国ワースト1位、巣鴨駅が3,360台で同4位という状況であったが、平成24年度調査では池袋駅が399台、巣鴨駅218台と大幅な改善がなされている。また、平成20年度調査で都内ワースト1位であった大塚駅(1,889台)も、駐輪場整備と放置禁止区域の指定により平成24年度には110台と6%以下へ減少した。平成26年4月1日現在、区内で放置禁止区域が指定されていない駅は北池袋のみとなり、この地域の駐輪場整備と、既に駐輪場が整備されている駅であっても、それらが需要に見合うものであるか等を検証していくことが今後の課題である。</p>
<p>環境変化 (政策に影響を与えたもの、今後影響を与えるもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区内5路線7区間が特定整備路線に指定され、平成32年度の事業完了を目指して事業が進められている。 ・高齢化に伴うバリアフリー化の要望の増大やヒートアイランド現象対策の重要性が増し、道路整備のあり方が重要となっている。 ・自転車は、手軽・便利・無公害・省エネルギーな交通手段として利用者数が増加している。 ・自転車の交通事故発生件数が多い。

今後の方向性	<p>都市計画道路の整備については、災害時に避難路・延焼遮断帯として機能するなど安全・安心を主眼とした整備を行う。また、道路の補修の際は、歩行者空間の安全性、快適性を確保するためにバリアフリー化を推進し、遮熱舗装や緑化の推進など、ひと中心の道路空間づくりを進める。さらに、老朽橋梁については、長寿命化修繕計画に基づく予防保全型の管理を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る。</p> <p>夜間や休日に放置自転車が多くみられることから、同時間帯における放置防止・撤去活動の充実を図っていく必要がある。また、自転車の適正利用を推進する。</p> <p>公共交通は、区内全域でネットワークが形成され、鉄道やバスなどの利便性が高くなっていることから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立を目指す。</p>
---------------	--

【成果指標】

1	都市計画道路の整備率(単位:%)
	区内に都市計画決定されている道路延長のうち、完成した都市計画道路延長の割合。(整備済距離数 24.1km / 都市計画決定の総延長距離数 41.5km)

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
58.2 21年度末	76.2	62.0	64.5	64.5	64.5	84.6%

2	放置自転車等の台数(単位:台)
	区内各駅周辺に放置されている自転車(原動機付自転車を含む)の台数。「駅周辺における放置自転車等の実態調査」(毎年度10月・東京都生活文化局)による。

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
2,116 21年度末	1,000	1,852	1,592	1,481	1,039	96.2%

6-4 災害に強いまちづくりの推進

【政策の概要】

区民のだれもが安心して日常生活を送ることができるよう、災害に強い安全・安心なまちづくりをすすめます。また、区民生活を脅かす様々な災害に対し、機動的かつ積極的に対応できる危機管理体制の強化を図ります。

【施策の体系】

- ① 防災行動力の向上と連携
- ② 応急・復興活動を円滑に行う体制の整備
- ③ 災害に強い都市空間の形成【重点施策】
- ④ 総合治水対策の推進

【分野別計画】

地域防災計画

【政策の進捗状況】

<p>現状・成果 ・課題</p>	<p>総合的な災害対応力の強化を図るため、平成 25 年 3 月に「防災対策基本条例」及び「震災復興の推進に関する条例」を制定し、また、震災復興マニュアルの策定により、震災復興の一連のプロセスを迅速かつ適切に遂行する職員の行動指針を整えた。</p> <p>災害に対して、予防から応急・復旧、さらには復興に至る一連の対策について、ハードとソフトの両面から展開する基礎を備えている。</p> <p>区民の防災意識は、継続的な防災訓練の積み重ねにより着実に定着してきており、復興まちづくり訓練により、被災後の対策についての意識も高まりつつある。今後は、防災訓練と復興訓練を連動させるなど、より実践的な訓練の実施と、参加者層の広がりを進めていく必要がある。</p> <p>防災まちづくりは、従来の対策に加え、東京都の木密地域不燃化 10 年プロジェクトを活用した展開を進めている。同プロジェクトにより、5 路線 7 区間約 6 km の特定整備路線（都施行）が指定され、区はこの路線周辺を中心に 4 地区の不燃化特区の指定を受けている。また、耐震化は、木造住宅の診断助成制度を平成 9 年に創設して以降、改修工事費への助成や対象建築物の拡大を行っている。</p> <p>今後は、区内全域での建築物の耐震化を進めるとともに、木密地域では、特定整備路線の整備による構造的な延焼遮断機能を確保し、さらに建築物の不燃化と耐震化を併せて促進するなど、災害に強い街づくりを継続して展開していく必要がある。</p>
<p>環境変化 (政策に影響を与えたもの、今後影響を与えるもの)</p>	<p>東京都は、平成 24 年 1 月に木密地域不燃化 10 年プロジェクト実施方針を発表し、平成 32 年度までの重点的・集中的な取り組みにより、木密地域を燃え広がらない・燃えないまちにしていくことを目指している。</p> <p>国では、平成 25 年 11 月に制定した首都直下地震対策特別措置法に基づき、平成 26 年 3 月、豊島区を含む 1 都 9 県 310 市区町村を首都直下地震緊急対策区域に指定し、首都直下地震緊急対策推進基本計画を閣議決定した。また、国土交通省は同年 4 月、首都直下地震対策計画を策定し、木密地域の広域的解消について位置付けた。</p> <p>耐震については、都条例に基づき、平成 23 年 3 月から、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況の報告と耐震診断の実施が義務化され、耐震改修の努力義務が課せられた。</p> <p>また、平成 25 年 6 月の災害対策基本法改正で、避難行動要支援者の名簿作成や罹災証明書の迅速な交付、被災者台帳作成が規定された。</p>

今後の方向性	<p>木密地域不燃化10年プロジェクトを活用して、平成32年度までの重点的・集中的な不燃化事業等の取り組みにより、不燃領域率70%以上の市街地を目指す。また、平成33年度以降も、避難経路となる防災道路や空地の確保など継続的に街づくりを進めることで、特定整備路線による延焼遮断機能との相乗効果による安全・安心な市街地形成を進める。</p> <p>住宅の耐震化については、豊島区耐震改修促進計画の計画期間を東京都に準じ平成32年度まで延伸し、耐震化率の目標を95%に引き上げるとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化をさらに進めていく。</p> <p>また、今年度、新たな取り組みとして、町会に対して災害時要援護者に関する地域共有名簿を配布しており、この機を逃さず、町会、民生委員、防災関係機関との連携の仕組みづくりを強化していく。</p> <p>さらに、被災区民の早期の生活安定のため、被害認定調査や災証明書発行などの訓練や体制整備を通じて、事前復興対策を充実していく。</p> <p>こうしたソフトとハードの両面から、安全・安心のまちづくりを推進していく。</p>
---------------	---

【成果指標】

1	防災訓練参加者数(単位:名)
	区民、区、関係機関が一体となって実施する防災訓練への参加者数。

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
10,732 21年度末	→	10,630	12,375	13,395	10,573	—

2	木造密集地域の不燃領域率(単位:%)
	居住環境総合整備事業を行っている東池袋、染井、上池袋、南長崎、池袋本町の各地区における不燃領域率の割合。平成19年度実績値については、事業が終了している南長崎を除く。平成26年度計画値については、事業が終了している南長崎、染井地区を除く。

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
49.8 19年度	60.0	—	—	—	60.0	100.0%

3	住宅の耐震化率(単位:%)
	耐震化率とは、新耐震基準(1981(昭和56)年基準)が求める耐震性を有する住宅の割合。

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
80.0 21年度末	90.0	81.0	81.0	82.0	84.0	93.3%

6-5 安全・安心の確保

【政策の概要】

区民、事業者、警察その他関係機関と連携して、区民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐ、安全・安心なまちづくりをすすめます。

【施策の体系】

- ① 治安対策【重点施策】
- ② 交通安全対策

【政策の進捗状況】

現状・成果 ・課題	<p>区内における刑法犯認知件数は年々減少していることから、区内の安全・安心なまちづくりは一定の成果が上がっているものの、本年6月に危険ドラッグと呼ばれる薬物を吸引したことが原因とされる死傷事故が発生した。</p> <p>このような日本社会全体の安全・安心を脅かす事件が発生した際に、豊島区から全国に向けて対策を呼びかけるメッセージを発信できたことは、セーフコミュニティ認証都市であればこそその役割を果たしたものと考えている。</p> <p>また、区内の交通事故の絶対数は減少しているが、高齢者や自転車の関与する事故の比率が高い。</p> <p>区民からは自転車運転のマナー向上及び事故防止を求める声が高まっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、平成24年9月には「豊島区自転車の安全利用に関する条例」を制定・施行した。</p>
環境変化 (政策に影響 を与えたもの、 今後影響を与 えるもの)	<p>上記の死傷事故発生後、本年6月に発生した危険ドラッグと呼ばれる薬物を吸引したことが原因とされる死傷事故が発生し、区内をはじめ、日本全国において危険ドラッグ撲滅の気運が高まっている。</p> <p>また、セーフコミュニティのまちづくり実現に向け、特に自転車利用の安全対策は官民協働で推進すべき重要課題となっている。</p>
今後の方向性	<p>危険ドラッグ販売店を区内から一掃するための取り組みを進めるとともに、悪質な客引き対策、振り込め詐欺等への対策を区民、警察等の関係機関との連携を密にしながら、進めていく。</p> <p>また、広報紙やホームページでの広報をはじめ、地元警察や関係機関、地域とともに自転車安全利用キャンペーンや街頭での交通安全指導を行う等、さまざまな活動を通じて交通ルール順守・マナー向上の取り組みを行う必要がある。</p>

【成果指標】

1	防犯パトロール団体数(単位:団体)					
	治安回復のための、区民による自主的な防犯パトロール隊の数。					

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
125 21年度末	160	137	153	169	179	111.9%

2	犯罪発生件数(単位:件)					
	区内の刑法犯罪発生件数。					

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
7,855 21年	6,300	7,162	6,882	6,159	5,960	105.7%

3	犯罪の不安がなく、安心して暮らせると考える区民の割合(単位:割合)					
	「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成22年6月実施)」の割合。					

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
25.0 22年度	↗	25.0	-	-	32.7	-

4	交通事故発生件数(単位:件)					
	区内の道路において、車両(自転車などの軽車両を含む)、路面電車、列車の交通によって起こされた人の死亡または負傷を伴う事故数。					

現状値 設定年度	目標 (27年度)	実績				達成率 (対目標)
		22年度	23年度	24年度	25年度	
958 21年	800	953	877	755	664	83.0%